|  |
| --- |
| **令和５年度****電気自動車用充電設備導入支援補助金に係る応募要領** |

**１　事業概要**

(1) 事業の趣旨・目的

大阪府では、電気自動車の普及を促進し、自動車から排出される二酸化炭素等の削減を図ることを目的として、大阪府民が利用する駐車場における電気自動車の充電設備の設置を「電気自動車用充電設備導入支援補助金」にて支援します。

(2) 補助対象となる事業

補助金の交付の対象となる事業は、電気自動車等の利便性の向上又は普及の促進に寄与すると考えられる不特定多数の人が訪れることができる商業施設等※１の利用者が使用する駐車場において国補助金※2を利用し、充電設備を購入して設置する事業です。

※１

商業施設・宿泊施設・遊戯施設・観光施設・公共施設・飲食施設の利用者が使用する駐車場、時間貸し駐車場（個人宅や従業員専用駐車場等、特定の利用者しか利用できない駐車場は対象外です）

　※２

　　　経済産業省 「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」に基づくものの内、「商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電）」

（３）　補助対象となる設備

電気自動車等に充電するための設備であり、下記要件を満たすものです。

○※１の駐車場に設置する設備であること

○※２の国補助金対象として承認（「補助対象充電設備型式一覧表」に掲載）された機種であること

　（一基当たりの定格出力90kW以上の急速充電設備を除く）

○今後、新規に購入される設備であり、中古品又は新古品ではないこと

○国又は大阪府の他の同種の補助金の交付を重複して受けているものでないこと（※２の補助金を除く）

**２　補助対象者（申請できる方）**

国補助金の交付決定を受けた方が申請することができます。

※地方公共団体の場合、大阪府内の市町村等のみ申請できます。

**３　応募資格**

社会通念上、交付を受けるのにふさわしくない以下に該当するものは応募することができません。

　　・ 事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していないもの

　　・ 地方税及びその附帯徴収金を完納していないもの

・ 暴力団関係者等、大阪府補助金交付規則第２条第２号に該当するもの

**４　補助内容**

補助対象経費は補助対象事業における補助対象設備の購入費です。ただし、消費税及び地方消費税を除きます。

|  |  |
| --- | --- |
| 一補助対象設備 | 国補助金の交付決定を受けたもの |
| 二交付決定額 | 国補助金の交付決定額のうち補助対象設備に係る額に1/2を乗じた額 |
| 三補助金の確定額 | 国補助金の確定額のうち補助対象設備に係る額に1/2を乗じた額 |

**５　補助の主な要件**

○充電設備の発注及び支払いは令和５年４月１日以後であること

○充電設備の設置及びその支払いが実績報告の期限日（設置完了日30日以内または令和６年２月15日）までに完了すること

○設置した充電設備について、保有義務期間（５年）を満了できること

○充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所にあること

○充電設備の利用者を限定せず、他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと（ただし、駐車料金等の徴収は可とする）

〇充電場所を示す案内板を入口に設置すること

〇充電設備の場所や利用可能時間、メンテナンス等による休止状況及び空き状況などを利用者が誰でもインターネット上で確認できること

○本補助金を受けて設置した旨を充電設備に表示すること

**６　申請受付期間**

令和５年５月12日（金）から令和５年12月25日（月）まで

※補助金交付予定額が予算上限に達した時点で申請の受付を終了します

**７　申請の手続き**

本事業の補助金に関する申請手続等は、以下のとおりです。

補助金交付要綱等を確認の上、必要な書類を申請受付期間内に提出してください。

(1) 応募要領等の配布及び申請書類の受付

　　ア　配布期間

令和５年５月12日（金）から令和５年12月25日（月）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後５時まで。）

　　イ　配布方法

　　　　「オ　配布場所及び受付場所」で配布するほか、大阪府ホームページ

（https://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/juuden/index.html）からダウンロードできます。（郵送による配布は行いません。）

ウ　受付期間

令和５年５月12日（水）から令和５年12月25日（月）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後５時まで。）

エ　提出方法

　　　　電子申請（※）又は「オ　配布場所及び受付場所」への持参、郵送（「特定記録郵便」又は「簡易書留」）のいずれかにて行ってください。電子申請以外で提出の際は、紙媒体で１部と電子データを保存したCD-R又はDVD-Rを１枚、提出してください。

　　　　※「大阪府行政オンラインシステム」から、手続きを進めることができます。

　　　　　 URL：https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home

オ　配布場所及び受付場所

　　　　大阪府環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課脱炭素モビリティグループ

　　　　所在地：〒559-8555

大阪市住之江区南港北１-14-16　大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）22階

　　　　電話番号：06-6210-9586

カ　費用の負担

　　 申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

(2)　申請書類

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 大阪府電気自動車用充電設備導入支援補助金交付申請書（様式第１号） |
| ２ | 要件確認申立書（様式第２号） |
| ３ | 暴力団等審査情報（様式第３号） |
| ４ | 誓約書（様式第４号） |
| ５ | 国補助金の交付決定通知書の写し |
| ６ | 導入施設の概要（施設の概要が確認できる書類、地図、写真） |
| ７ | 設置予定場所の概要（位置図、写真） |
| ８ | 補助対象設備に係る支出予定額を確認できる見積書その他の書類 |
| ９ | 設置場所が借地の場合は、当該土地の使用の許諾及び充電設備を設置することの許諾があることを証する書類 |
| 10 | 法人（地方公共団体を除く。）にあっては、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書　（３カ月以内の発行のもの）の写し等及び役員名簿 |
| 11 | 個人にあっては本人確認書類（免許証、健康保険証、住民票等）の写し |
| 12 | 充電設備をリースする目的で取得するものについては、リース事業を生業とすることを証する書類の写し |
| 13 | 納税証明書（未納がないことが証明できるものであって、発行日から３カ月以内のもの）の写し |
| 14 | その他知事が必要と認める書類 |

 (3)　申請書類の返却

　　 申請書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

　　 なお、申請書類は本件に係る交付決定の目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4)　その他

　　　ア　電子申請以外で提出の際は、表紙に事業の名称と事業者名を記入してください。

　　　　＜記入例＞「令和５年度　電気自動車用充電設備導入支援補助金申請書　　株式会社○○（申請者名）」

　　　イ　書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が修正や追加提出等を求める場合を除く）。

**８　交付の決定方法**

(1)　交付申請の受理

申請は先着順に受理します。交付申請額の合計が予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって交付申請の受理を終了します。

なお、予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受理する順番を決定します（本補助金の交付申請額の合計が予算の範囲を超える申請は、受理する前に当該申請者と申請金額等に関する協議を行います）。

(2) 審査

交付申請の受理後に、書類審査等により補助金の交付について決定し、同決定内容を申請者に通知します。

(3) 次に該当する場合は、審査の対象から除外します。

ア　提出書類に虚偽の記載があった場合

イ　交付要綱又は本要領に違反又は著しく逸脱した場合

ウ　その他、交付決定に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

**9　留意事項**

① 交付要綱及び本要領をよくご覧のうえ手続きを行ってください。

② 提出書類の確認・審査のため、必要に応じ、追加資料の提出や面談を依頼することがあります。

③ 本補助金は、補助事業完了後の精算払いとします。補助金の交付にあたっては、実績報告を事業完了後30日以内又は令和６年２月15日までに行う必要があります。

④ 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の終了後10年間保存してください。

**１０　問合せ先**

　　大阪府環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課脱炭素モビリティグループ

　　　所在地：〒559-8555

大阪市住之江区南港北１-14-16　大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）22階

　　　電話番号：06-6210-9586　　　ファクシミリ番号：06-6210-9259

E-mail　： datsutanene-01@gbox.pref.osaka.lg.jp